

## 新 JIS マークの制定について

昨年6月に工業標準化法が改正され、JISマーク制度は、我が国独自の方法から、国際基準（ISOが定めた基準）に基づく新しい制度へと抜本的に改正されました。

この新しい制度の下で用いられる新JISマークのデザインについては、国民の皆様から一般公募を行って決定し、経済産業省において3月28日に開催した「新JISマーク発表式典」において、中川経済産業大臣より発表が行われました。

なお、本式典は、各工業会の代表、消費者の代表、認証機関の代表をはじめ多くの関係者が参加して行われました。

新しいJISマーク制度では、これまでの製品に対するマーク、加工技術に対するマークに加えて、特定の側面に対するマークを新たに設け、3種類のデザインのマークとなります。

新 JIS マーク



基本



加工技術用



特定側面用

新しいJISマーク制度は、国際的に整合した、信頼性の高い認証制度に変わるとともに、制度利用者や消費者などからの多様なニーズに対応できる利便性の高い制度となります。

本年10月からは、新制度での認証取得を希望する事業者は、国に登録された民間認証機関の認証を得て、新しいデザインのJISマークを表示することとなります。

新しい制度では、国は、認証を行おうとする民間の認証機関が、国際的な基準（ISOが定めた基準。以下同じ）

に合致していることを確認して、初めて、JISマーク制度において認証を行う機関として登録します。登録された認証機関は、事業者からの認証申請を受け、国際的な基準に基づいて、製品のJIS（国際標準と統合的な規格）への適合性の確認（製品試験）と事業者の品質管理能力を審査して、認証を行います。加えて、認証機関は、認証を与えた事業者に対して、国際的な基準に基づき定期的な検査を行うことによって、品質の維持を継続的に確認していきます。

このように新しいJISマーク制度では、新JISマークは、国際的な基準に基づいて品質を保証していく意味を持つことになり、国内取引において、製品の品質の信頼を付与する「しるし」として活用されることとなります。また、経済活動のグローバル化の中において、新JISマークは、国内企業や消費者と海外企業、さらには、海外の日系企業と現地企業や第三国の企業との取引においても、品質への信頼を付与するものとして活用が期待できます。

また、新JISマーク制度では、指定商品制度が廃止され、JISの製品規格が整備されている、あるいは、今後、整備される全ての製品についてJISマークが表示できるようになる他、例えば、高齢者・障害者対応等の製品の特定の側面に限ったものも、認証の対象となる製品規格を整備することにより、認証を受けることが可能となることから、事業者にとっては多様なニーズに対応したJISマークの活用、消費者にとってはニーズに応じた商品選択が期待できるようになります。

なお、これまでのJISマーク制度は、3年間の経過措置期間が到来する2008年9月末で終了します。

当協会は、認証機関になるべく4月1日に登録申請を行い、4月13日に受理され、10月より始まる新JIS制度に対応すべく現在準備を進めております。

申請した認証のJIS範囲は、化学（塗料に限る）及び土木及び建築（建築用仕上塗材、建築用下地調整塗材、建築用防水材に限る）です。

製品の信頼と安心への証として新JISマーク取得を考えられている事業者の皆さまにおかれましては、長年わたって塗料・塗膜に対する専門の試験機関として活動してきました当協会を引き続きご利用下さるようお願い致します。